

## 一般名処方加算

当院では、厚生労働省の定める「一般名処方加算」の算定対象となる処方箋に対して、一般名での調剤を行っております。

「一般名処方」とは、特定のメーカーの薬剤名ではなく、有効成分の名称(一般名)で処方されるものです。

これにより、以下のようなメリットがあります。

- 医薬品の供給が不安定な場合でも、他のメーカーの同成分薬を使用することができ、安定した供給が可能になります。
- 医療費の軽減につながる場合があります。
- 医薬品の選択肢が広がります。

当院では、患者さまに安心してお薬を使用していただけるよう、品質・効果が同等であるジェネリック医薬品を含めた一般名での調剤を行っております。

ご不明な点やご希望がございましたら、薬剤師までお気軽にご相談ください。